

平成19年8月21日
原子力安全対策課
(1 9 - 4 0)
<11時資料配付>

高浜発電所1号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所1号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力82.6万kW）は、本日、新燃料集合体16体を受け入れた。

1. 輸送年月日

平成19年8月20日23時30分 原子燃料工業（株）熊取事業所 発
(大阪府泉南郡熊取町)

平成19年8月21日6時55分 高浜発電所 着

2. 輸送数量等

| | |
|--------|-----|
| 新燃料集合体 | 16体 |
| 輸送容器 | 8個 |

3. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送

問い合わせ先（担当：木下）
内線2357・直通0776(20)0314

<参考>

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型式 ; N F I - V型・・・8個

形状 ; 円筒形

寸法 ; 長さ約5m、外形約1m

重量 ; 約3.7トン（輸送容器だけで約2.4トン）

材質 ; ステンレス鋼製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、独立行政法人原子力安全基盤機構により確認されたものです。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっております。

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条に基づき
国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、
以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下
表面から 1 m 離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

②表面密度限度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm²以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm²以下

また、 A型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9 m 落下試験、棒上の 1 m 落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防
止を確保するよう、法令の基準値を満足することになっている。